

「取引参加者規程」等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

- ・ 取引参加者規程の一部改正新旧対照表 1
- ・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表 2
- ・ E T F に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表 3
- ・ 取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表 4
- ・ 取引資格の取得審査に関する規則の一部改正新旧対照表 8
- ・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表 9
- ・ 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表 15
- ・ E T F に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表 18

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引参加者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 株価指数オプション取引参加者とは、当取引所の市場において、株価指数オプション取引 (<u>金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)</u>第2条第21項第3号に掲げる取引のうち同項第2号に掲げる取引に準ずる取引として業務規程に定める取引(株価指数に係る取引に限る。))に係るものをいい、有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)を行うための取引資格(以下「<u>株価指数オプション取引資格</u>」という。)を有する者をいう。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(取引参加者に対する処置)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 当取引所は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該取引参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買等(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限を行うことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>特別金融商品取引業者(法第57条の2第2項に規定する特別金融商品取引業者をいう。)</u>について、<u>法第57条の5第2項に規定する経営の健全性の状況が、当取引所が定める水準を下回ったとき。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成23年4月1日から施行する。</p>	<p>(取引参加者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 株価指数オプション取引参加者とは、当取引所の市場において、株価指数オプション取引 (<u>法第2条第21項第3号に掲げる取引のうち同項第2号に掲げる取引に準ずる取引として業務規程に定める取引(株価指数に係る取引に限る。))</u>に係るものをいい、有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)を行うための取引資格(以下「<u>株価指数オプション取引資格</u>」という。)を有する者をいう。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(取引参加者に対する処置)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 当取引所は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該取引参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買等(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限を行うことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3～5 (略)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧
対照表

新	旧
<p>(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の規定は、<u>次の各号に掲げる場合</u>について準用する。</p> <p>(1) <u>当取引所が上場株券の売買管理上必要と認めて照会を行った場合(当取引所が、当取引所の市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため必要があると認めて、会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合を含む。)</u></p> <p>(2) <u>国内の他の金融商品取引所から、その市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため、上場会社に係る会社情報の発生から公表に至る経緯等に関する情報提供の要請があった場合において、当取引所が当該要請に応じることが相当と認めて、当該経緯等について照会を行った場合</u></p> <p>(書類の提出等に係る改善報告書の提出)</p> <p>第50条 当取引所は、上場会社が<u>有価証券上場規程第3章又は第20条の規定に基づく書類の提出等を適正に行わなかった場合</u>において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社に対して、改善報告書の提出を求めることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成23年4月1日から施行する。</p>	<p>(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の規定は、<u>当取引所が上場株券の売買管理上必要と認めて照会を行った場合(当取引所が、当取引所の市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため必要があると認めて、会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合を含む。)</u>について準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(書類の提出等に係る改善報告書の提出)</p> <p>第50条 当取引所は、上場会社が第20条の規定に基づく書類の提出等を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社に対して、改善報告書の提出を求めることができる。</p> <p>2 (略)</p>

ETFに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場ETFに関する情報の開示)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の情報の適時開示については、次の各号に定めるところによる。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p> <p>(1) 前項に規定する者は、当該上場ETFに関する次のaからcまで(公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する内国ETF、投資信託法施行令第12条第1号に掲げる投資信託の受益証券に該当する内国ETF及び外国ETFにあつては、aを除く。)に掲げる事項について日々(aに掲げる事項については新たに確定した内容がない日を除く。)開示しなければならない。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 上場ETFの一口あたりの純資産額と特定の指標の終値の変動率に係る乖離率</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成23年4月1日から施行する。</p>	<p>(上場ETFに関する情報の開示)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の情報の適時開示については、次の各号に定めるところによる。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p> <p>(1) 前項に規定する者は、当該上場ETFに関する次のaからcまで(公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する内国ETF、投資信託法施行令第12条第1号に掲げる投資信託の受益証券に該当する内国ETF及び外国ETFにあつては、aを除く。)に掲げる事項について日々(aに掲げる事項については新たに確定した内容がない日を除く。)開示しなければならない。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 上場ETFの一口あたりの純資産額と特定の指標の終値の乖離率</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第14条 規程第22条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(2)の2 指定親会社（法第57条の12第3項に規定する指定親会社をいう。以下同じ。）が法第57条の13第1項第6号に掲げる事項について法第57条の14の届出を行ったことを知ったとき。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>(5)の2 指定親会社について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、清算開始又は特別清算開始の申立ての事実があったことを知ったとき。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(6)の2 指定親会社が支払不能となり又は支払不能となるおそれがある状態となったことを知ったとき。</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p><u>(8)の2 指定親会社の定款の変更があったことを知ったとき。</u></p> <p>(9) (略)</p> <p><u>(9)の2 指定親会社の資本金の額又は出資の総額の変更があったことを知ったとき。</u></p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p><u>(12)の2 指定親会社が法令の規定により検査を受けたことを知ったとき及び指定親会社又は特定主要株主（法第32条第4項に規定する特定主要株主をいう。以下同じ。）が法令の規定により処分若しくは処罰を受けたことを知ったとき又は法令の規定による処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたことを知ったとき（外国法人が指定親会社である場合にあっては、外国金融商品取引法令の規定により、処分又は処罰を受けたことを知ったときを</u></p>	<p>(報告事項)</p> <p>第14条 規程第22条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>(新設)</p>

む。)

(13) 前2号に掲げる検査に伴い行政官庁より改善指示等を受けたとき又は行政官庁に対し改善策等を報告したとき。

(14)～(17) (略)

(17)の2 指定親会社の役員が法第29条の4第1項第2号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。

(18) 金融商品取引業者の主要株主（法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）が同条第1項第5号ニ又はホに該当することとなった事実を知ったとき（外国法人にあつては、主要株主に準ずる者が同号へに該当することとなった事実を知ったとき）。

(18)の2 指定親会社の主要株主が法第29条の4第1項第5号ニ又はホに該当することとなった事実を知ったとき。

(19) 民事事件に係る訴え（訴訟の目的の価額が3億円未満のものを除く。以下同じ。）を提起し若しくは提起され若しくは当該訴訟について判決等があったとき（上訴の場合を含む。）又は民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停（調停を求める事項の価額が3億円未満のものを除く。以下同じ。）を申し立て若しくは申し立てられ若しくは当該調停事件が終結したとき。

(19)の2 指定親会社が民事事件に係る訴えを提起し若しくは提起され若しくは当該訴訟について判決等があったことを知ったとき（上訴の場合を含む。）又は民事調停法による調停を申し立て若しくは申し立てられ若しくは当該調停事件が終結したことを知ったとき。

(20)～(22) (略)

(22)の2 法第57条の5第3項の規定に従い公衆の縦覧に供する経営の健全性の状況を記載した書面を作成したとき。

(22)の3 最終指定親会社（法第57条の12第3項に規定する最終指定親会社をいう。以下同じ。）が法第57条の17第3項の規定に従い公衆の縦覧に供する経営の健全性の状況を記載した

(13) 前号に掲げる検査に伴い行政官庁より改善指示等を受けたとき又は行政官庁に対し改善策等を報告したとき。

(14)～(17) (略)

(新設)

(18) 金融商品取引業者の主要株主（法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。以下この号において同じ。）が法第29条の4第1項第5号ニ又はホに該当することとなった事実を知ったとき（外国法人にあつては、主要株主に準ずる者が同号へに該当することとなった事実を知ったとき）。

(新設)

(19) 民事事件に係る訴え（訴訟の目的の価額が3億円未満のものを除く。）を提起し若しくは提起され若しくは当該訴訟について判決等があったとき（上訴の場合を含む。）又は民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停（調停を求める事項の価額が3億円未満のものを除く。）を申し立て若しくは申し立てられ若しくは当該調停事件が終結したとき。

(新設)

(20)～(22) (略)

(新設)

(新設)

書面を作成したとき。

(23) 事業報告書を作成したとき（特別金融商品取引業者にあつては、法第57条の3第1項に基づく事業報告書を作成したときを含む。）。

(23)の2 最終指定親会社が事業報告書を作成したとき。

(24) 業務及び財産の状況に関する事項を記載した公衆の縦覧に供するための説明書類を作成したとき（特別金融商品取引業者にあつては、法第57条の4に基づく説明書類を作成したときを含む。）。

(24)の2 最終指定親会社が業務及び財産の状況に関する事項を記載した公衆の縦覧に供するための説明書類を作成したとき。

(25)・(26) (略)

(26)の2 指定親会社が本店又は主たる事務所を変更したことを知ったとき。

(26)の3 (略)

(26)の4 法第57条の2第1項又は同条第6項（同項第2号に該当することとなった場合に限る。）の届出を行ったとき。

(26)の5 指定親会社の指定があつたこと、当該指定が解除されたこと又は当該指定が効力を失ったことを知ったとき。

(26)の6 指定親会社が他の法人と合併したことを知ったとき（当該指定親会社が合併により消滅した場合を除く。）。

(26)の7 指定親会社の役員の変更があつたことを知ったとき（第11号の2に掲げる場合を除く。）。

(26)の8 新たに特定主要株主に該当した者があつたこと又は特定主要株主に該当しなくなった者があつたことを知ったとき。

(27) 前各号に掲げる場合のほか、自ら又は指定親会社が内閣総理大臣、金融庁長官若しくは証券取引等監視委員会に申請、届出、報告若しくは資料の提出を行った場合又は財務大臣、財務局長若しくは財務支局長に資料の提出、説明その他の協力を行った場合で、当取引所がその報告の必要があると認めるとき。

(23) 事業報告書を作成したとき。

(新設)

(24) 業務及び財産の状況に関する事項を記載した公衆の縦覧に供するための説明書類を作成したとき。

(新設)

(25)・(26) (略)

(新設)

(26)の2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(27) 前各号に掲げる場合のほか、内閣総理大臣、金融庁長官若しくは証券取引等監視委員会に申請、届出、報告若しくは資料の提出を行った場合又は財務大臣、財務局長若しくは財務支局長に資料の提出、説明その他の協力を行った場合で、当取引所がその報告の必要があると認めるとき。

(当取引所が定める水準)

第17条の2 規程第38条第2項第3号に規定する当 (新設)

取引所が定める水準は、あらかじめ当取引所が定
めるものとする。

付 則

この改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

取引資格の取得審査に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>取引参加者規程第4条第2項の審査は、取引資格の取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他公益又は投資者保護のため必要と認める事項について行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財務基盤</p> <p>当該取引資格を取得すべき期日までに、次の<u>aからdまでに定める基準に適合すると見込まれ、かつ、取引参加者として安定した収益力が見込まれること。</u></p> <p>a～c (略)</p> <p><u>d 特別金融商品取引業者にあつては、法第57条の5第2項に規定する経営の健全性の状況が適当であること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成23年4月1日から施行する。</p>	<p>取引参加者規程第4条第2項の審査は、取引資格の取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他公益又は投資者保護のため必要と認める事項について行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財務基盤</p> <p>当該取引資格を取得すべき期日までに、次の各号に定める基準に適合すると見込まれ、かつ、取引参加者として安定した収益力が見込まれること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部
改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（会社情報の開示）関係</p> <p>(1)・(1)の2（略）</p> <p>(2) 第2条に規定する当取引所が定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからiまでに掲げる区分に従い、当該aからiまでに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。</p> <p>a（略）</p> <p>b 第2号dに掲げる事実</p> <p>(a) 訴えが提起された場合</p> <p><u>次に掲げるもののいずれにも該当すること。</u></p> <p>イ <u>訴訟の目的の価額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該敗訴による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</u></p> <p>ロ <u>取引規制府令第50条第3号イに掲げる事項</u></p> <p>(b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合</p> <p>前(a)イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等（訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(2)及び2(2)において同じ。）の場合又は前(a)イに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、<u>次に掲げるもののいずれにも該当すること。</u></p> <p>イ～ニ（略）</p> <p>ホ <u>取引規制府令第50条第3号ロに掲げる事項</u></p>	<p>1 第2条（会社情報の開示）関係</p> <p>(1)・(1)の2（略）</p> <p>(2) 第2条に規定する当取引所が定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからiまでに掲げる区分に従い、当該aからiまでに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。</p> <p>a（略）</p> <p>b 第2号dに掲げる事実</p> <p>(a) 訴えが提起された場合</p> <p><u>訴訟の目的の価額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該敗訴による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</u></p> <p>(b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合</p> <p>前(a)に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等（訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(2)及び2(2)において同じ。）の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ～ニ（略）</p> <p>ホ <u>取引規制府令第50条第3号イ又はロに掲げる事項</u></p>

c～i (略)

(2)の2・(3) (略)

2 第3条(子会社等の情報の開示)関係

(1) 第3条に規定する当取引所が定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからoまでに掲げる区分に従い、当該aからoまでに定めることとする。ただし、第2条第1号qに規定する上場外国会社(当取引所が必要と認める者に限る。)については、当取引所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a～n (略)

o 第1号rに掲げる事項

当該子会社等の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(2) (略)

10 第20条(書類の提出等)第1項関係

第1項に規定する書類の提出等については、次の(1)から(9)までに定めるところによる。

(1) 開示を要する決定事実に係る書類の提出

上場会社は、第2条第1号に掲げる事項のうち次のaからqまでに掲げる事項について決議又は決定(取締役会で決議したこと(代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、委員会設置会社にあつては、執行役が決定したことを含む。)をいう。以下この(1)及び次の(2)において同じ。)を行った場合には、当該aからqまでに定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、第2章の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であつて、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

a 第2条第1号aに掲げる事項

次の(a)から(g)までに掲げる書類。ただし、電

c～i (略)

(2)の2・(3) (略)

2 第3条(子会社等の情報の開示)関係

(1) 第3条に規定する当取引所が定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからoまでに掲げる区分に従い、当該aからoまでに定めることとする。ただし、第2条第1号qに規定する上場外国会社(当取引所が必要と認める者に限る。)については、当取引所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a～n (略)

o 第1号rに掲げる事項

当該子会社等の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(2) (略)

10 第20条(書類の提出等)第1項関係

第1項に規定する書類の提出等については、次の(1)から(9)までに定めるところによる。

(1) 開示を要する決定事実に係る書類の提出

上場会社は、第2条第1号に掲げる事項のうち次のaからqまでに掲げる事項について決議又は決定(取締役会で決議したこと(代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、委員会設置会社にあつては、執行役が決定したことを含む。)をいう。以下この(1)及び次の(2)において同じ。)を行った場合には、当該aからqまでに定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。

a 第2条第1号aに掲げる事項

次の(a)から(g)までに掲げる書類。ただし、第

子開示手続（法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。）により有価証券届出書及び訂正届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(d)に掲げる書類の提出を要しないものとし、上場外国会社である場合には、当該事項の内容を記載した有価証券変更上場申請書の提出をもって(a)に掲げる書類の提出に代えることができる。

(a)～(g) (略)

b～e (略)

f 第2条第1号iに掲げる事項

次の(a)から(e)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(e)イに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) (略)

(b) 会社法第782条第1項又は第794条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

(c)～(e) (略)

g 第2条第1号jに掲げる事項

次の(a)から(c)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(b)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)及び(c)ロに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) 会社法第803条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し 同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

(b)・(c) (略)

h 第2条第1号kに掲げる事項

次の(a)から(e)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場

2条の規定により開示を行う場合には、(a)に掲げる書類の提出を要しないものとし、電子開示手続

（法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。）により有価証券届出書及び訂正届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(d)に掲げる書類の提出を要しないものとし、上場外国会社である場合には、当該事項の内容を記載した有価証券変更上場申請書の提出をもって(a)に掲げる書類の提出に代えることができる。

(a)～(g) (略)

b～e (略)

f 第2条第1号iに掲げる事項

次の(a)から(e)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(e)イに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) (略)

(b) 会社法第782条第1項又は第794条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日の前日までに

(c)～(e) (略)

g 第2条第1号jに掲げる事項

次の(a)から(c)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(b)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)及び(c)ロに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) 会社法第803条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し 同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日の前日までに

(b)・(c) (略)

h 第2条第1号kに掲げる事項

次の(a)から(e)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場

合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(e)ロに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) (略)

(b) 会社法第782条第1項、第794条第1項又は第803条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

(c)～(e) (略)

i 第2条第1号1に掲げる事項

次の(a)から(f)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(e)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) (略)

(b) 会社法第782条第1項、第794条第1項又は第803条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

(c)～(f) (略)

j～q (略)

(2) 開示を要しない決定事実に係る書類の提出

上場会社は、次のaからwまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合（決議又は決定によらずに当該事項が発生した場合を含む。）には、当該aからwまでに定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、第2章の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

a～f (略)

g 株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示する預託証券の募集又は売出し及びその発行登録（その取下げを含む。）

次の(a)から(g)までに掲げる書類。ただし、電子開示手続により有価証券届出書及び訂正届出書

合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(e)ロに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) (略)

(b) 会社法第782条第1項、第794条第1項又は第803条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日の前日までに

(c)～(e) (略)

i 第2条第1号1に掲げる事項

次の(a)から(f)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(e)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) (略)

(b) 会社法第782条第1項、第794条第1項又は第803条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日の前日までに

(c)～(f) (略)

j～q (略)

(2) 開示を要しない決定事実に係る書類の提出

上場会社は、次のaからwまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合（決議又は決定によらずに当該事項が発生した場合を含む。）には、当該aからwまでに定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。

a～f (略)

g 株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示する預託証券の募集又は売出し及びその発行登録（その取下げを含む。）

次の(a)から(g)までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(d)に掲げる書類（法第13条

を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(d)に掲げる書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(d)に掲げる書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)～(g) (略)

h (略)

i 公募（一般募集による新株予約権若しくは新株予約権付社債又はこれらの有価証券に係る権利を表示する預託証券の発行を含む。）又は売出しに係る元引受契約を締結する金融商品取引業者及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格（他の種類の株式への転換が行われる株式（これらの有価証券に係る権利を表示する預託証券を含む。）にあつては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株予約権又は新株予約権付社債（新株予約権又は新株予約権付社債に係る権利を表示する預託証券を含む。）にあつては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格をいう。）

次の(a)から(c)までに掲げる書類

(a)～(c) (略)

j～w (略)

(3) 発生事実に係る書類の提出

上場会社は、第2条第2号に掲げる事項のうち次のaからdまでに掲げる場合には、当該aからdまでに定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、第2章の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であつて、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

a～d (略)

(4) (略)

(5) 新株予約権の行使に係る書類の提出等

a 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式若しくは株式への転換が行われる新株予約

第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)～(g) (略)

h (略)

i 公募（一般募集による新株予約権若しくは新株予約権付社債又はこれらの有価証券に係る権利を表示する預託証券の発行を含む。）又は売出しに係る元引受契約を締結する金融商品取引業者及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格（他の種類の株式への転換が行われる株式（これらの有価証券に係る権利を表示する預託証券を含む。）にあつては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株予約権又は新株予約権付社債（新株予約権又は新株予約権付社債に係る権利を表示する預託証券を含む。）にあつては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格をいう。）

次の(a)から(c)までに掲げる書類。ただし、第2条の規定により開示を行う場合には、(b)及び(c)に掲げる書類の提出を要しないものとする。

(a)～(c) (略)

j～w (略)

(3) 発生事実に係る書類の提出

上場会社は、第2条第2号に掲げる事項のうち次のaからdまでに掲げる場合には、当該aからdまでに定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。

a～d (略)

(4) (略)

(5) 新株予約権の行使に係る書類の提出等

a 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式若しくは株式への転換が行われる新株予約

権について上場株券等への転換が行われる場合又は新株予約権について行使が行われる場合には、次の(a)及び(b)に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、第2章の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

(a)・(b) (略)

b (略)

(6)～(9) (略)

付 則

この改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

権について上場株券等への転換が行われる場合又は新株予約権について行使が行われる場合には、次の(a)及び(b)に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。

(a)・(b) (略)

b (略)

(6)～(9) (略)

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係 (1)～(14)（略） (15) 全部取得 第18号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。 a 株式の取得と引換えに他の株式が交付される場合であって、有価証券上場規程第10条の2の規定の適用を受け、当該株式に係る株券が速やかに上場される見込みのあるときは、株式の取得がその効力を生ずる日の3日前の日 b （略） (16)（略）</p> <p>4 第4条（上場廃止日）関係 第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(9)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(9)までに定めるところによる。 (1)・(2)（略） (3) 第2条第1項第8号（同条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号による場合を含む。）のうち、1(7)bの(a)又は(b)に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄 合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日 (4) 第2条第1項第12号（同条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号による場</p>	<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係 (1)～(14)（略） (15) 全部取得 第18号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。 a 株式の取得と引換えに他の株式が交付される場合であって、有価証券上場規程第10条の規定の適用を受け、当該株式に係る株券が速やかに上場される見込みのあるときは、株式の取得がその効力を生ずる日の3日前の日 b （略） (16)（略）</p> <p>4 第4条（上場廃止日）関係 第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(9)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(9)までに定めるところによる。 (1)・(2)（略） (3) 第2条第1項第8号（同条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号による場合を含む。）のうち、1(7)bの(a)又は(b)に規定する合併による解散の場合 <u>（同(b)に規定する合併による解散の場合にあつては、合併に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券又は株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第6条第3項第1号に相当する国内の他の金融商品取引所の規則の規定の適用を受け、速やかに当該金融商品取引所に上場される見込みのある株券（同基準第4条第3項第1号又は第6条第3項第1号に規定する会社に相当する会社が発行者であるものに限る。）を交付する場合に限る。）</u>に該当する銘柄 合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日 (4) 第2条第1項第12号（同条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号による場</p>

合を含む。)のうち、株券上場審査基準第4条第3項第5号又は第6条第3項第5号に規定する場合に該当する銘柄

新株式の交付に係る基準日の2日前(休業日を除外する。)の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の3日前(休業日を除外する。)の日)

(5) 第2条第1項第15号(同条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号による場合を含む。)に該当する銘柄

株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(6) 第2条第1項第18号(同条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号による場合を含む。)に該当する銘柄

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(7)～(9) (略)

6 第6条(整理銘柄の指定)関係

当取引所は、上場株券の上場廃止が決定された場合には、第6条の規定に基づき、当取引所が当該株券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該株券を整理銘柄に指定することができる。ただし、株券上場審査基準第4条第3項第2号若しくは第4号、同基準第6条第3項第2号若しくは第4号、1(7)b(a)、(12)a若しくは(15)a又は4(4)若しくは(7)の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

合を含む。)のうち、株券上場審査基準第4条第3項第5号又は第6条第3項第3号に規定する場合に該当する銘柄

新株式の交付に係る基準日の2日前(休業日を除外する。)の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の3日前(休業日を除外する。)の日)

(5) 第2条第1項第15号(同条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号による場合を含む。)のうち、1(13)a又はbに規定する場合(同bに規定する場合にあっては、株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券又は株券上場審査基準第4条第3項第3号又は第6条第3項第3号に相当する国内の他の金融商品取引所の規則の規定の適用を受け、速やかに当該金融商品取引所に上場される見込みのある株券(同基準第4条第3項第3号又は第6条第3項第3号に規定する会社に相当する会社が発行者であるものに限る。))を交付する場合に限る。に該当する銘柄

株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(6) 第2条第1項第18号(同条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号による場合を含む。)のうち、1(15)aの規定に該当する銘柄

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(7)～(9) (略)

6 第6条(整理銘柄の指定)関係

当取引所は、上場株券の上場廃止が決定された場合には、第6条の規定に基づき、当取引所が当該株券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該株券を整理銘柄に指定することができる。ただし、株券上場審査基準第4条第3項第2号若しくは第4号、同基準第6条第3項第2号若しくは第4号、1(7)b(a)若しくは(12)a又は4(4)、(6)若しくは(7)の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

付 則

この改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

ETFに関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場ETFに関する情報の開示の取扱い)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 ETF特例第9条第2項第1号cに規定する乖離率とは、次の算式により算出した値をいう。</p> <p>算式</p> $\left((A \div B) - \frac{C \div D}{1} \right) \times 100 (\%)$ <p>算式の符号</p> <p>A 同cに規定する上場ETFの一口あたりの純資産額</p> <p>B <u>Aを算出した日の前営業日の上場ETFの一口あたりの純資産額</u></p> <p>C <u>特定の指標の終値</u></p> <p>D <u>Cを算出した日の前営業日の特定の指標の終値</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(上場ETFに関する情報の開示の取扱い)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 ETF特例第9条第2項第1号cに規定する乖離率とは、次の算式により算出した値をいう。</p> <p>算式</p> $\left((A \div B) - \underline{1} \right) \times 100 (\%)$ <p>算式の符号</p> <p>A 同cに規定する上場ETFの一口あたりの純資産額</p> <p>B <u>特定の指標の終値</u></p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(書類の提出等の取扱い)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 上場ETF(外国投資証券に該当する外国ETFを除く。)に係る管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。<u>ただし、ETF特例第9条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。</u>この場合において、上場ETFに係る管理会社は、第1号bに規定する書類(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)及び第2号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 上場ETF(外国投資証券に該当する外国ETFに限る。)に係る外国投資法人及び管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書</p>	<p>(書類の提出等の取扱い)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 上場ETF(外国投資証券に該当する外国ETFを除く。)に係る管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。この場合において、上場ETFに係る管理会社は、第1号bに規定する書類(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)及び第2号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 上場ETF(外国投資証券に該当する外国ETFに限る。)に係る外国投資法人及び管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書</p>

類の提出を行うものとする。ただし、E T F 特例第 9 条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

この場合において、当該上場 E T F に係る外国投資法人及び管理会社は、第 2 号 c に規定する書類（法第 13 条第 1 項前段及び第 3 項の規定により作成されたものを除く。）並びに第 3 号 a 及び第 4 号 b に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1)～(6) (略)

4 上場 E T F（外国投資証券に該当する外国 E T F を除く。）に係る管理会社は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。ただし、E T F 特例第 9 条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場 E T F に係る管理会社は、第 1 号に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1)～(4) (略)

5 上場 E T F（外国投資証券に該当する外国 E T F に限る。）に係る外国投資法人は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。ただし、E T F 特例第 9 条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

(1)～(3) (略)

付 則

この改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

類の提出を行うものとする。この場合において、当該上場 E T F に係る外国投資法人及び管理会社は、第 2 号 c に規定する書類（法第 13 条第 1 項前段及び第 3 項の規定により作成されたものを除く。）並びに第 3 号 a 及び第 4 号 b に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1)～(6) (略)

4 上場 E T F（外国投資証券に該当する外国 E T F を除く。）に係る管理会社は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。この場合において、上場 E T F に係る管理会社は、第 1 号に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1)～(4) (略)

5 上場 E T F（外国投資証券に該当する外国 E T F に限る。）に係る外国投資法人は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。

(1)～(3) (略)